

○ パブリックコメントに寄せられた御意見(計1,491件)及び考え方(案)

意見番号	該当箇所	意見内容	回答
1	全般	早期教育を助長するのではなく、子どもの生活の土台作りと、心と体の豊かな発達を保障して欲しい。	総則において、保育所は子どもの健全な心身の発達を図り、その福祉を増進することに最もふさわしい生活の場でなければならないとされているように、子どもの生活面や養護面での重要性を示しています。第2章「こどもの発達」にあるように、「乳幼児期は、身体感覚を伴う多様な経験が積み重なること」が大切です。また、第3章「3歳以上児の保育に関わる配慮事項」にあるように、「乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培う」ことが保育所保育では重要であると考えています。こうした保育所での遊びや経験は小学校以降の生活や学習の基礎となるものであり、ご指摘のとおり、保育所保育は、子どもの生活の土台作りと、心と体の豊かな発達を保障するものであると考えます。
2	全般	法的拘束力を強め、指導監督の強化に繋がらないか非常に不安。地域に根ざした保育内容が全国一律になり、独自性が発揮できなくなる可能性がでてくるのではないかと。	今回の改定においては、保育所独自の創意工夫が図られるよう、保育所保育の基本となる事柄について大綱化し、示すこととしております。これらの遵守すべき事柄を踏まえて、より各保育所の保育理念、保育方針、環境や地域性が生かされることを期待しています。
3	全般	わかりやすく書いて欲しい。	保育所保育指針の内容の解説や補足説明、保育を行う上での留意点、各保育所における取組の参考になる関連事項等について解説書を作成することとしています。解説書では、指針の内容がより保育現場等に浸透するよう、分かりやすく表現することに努めます。
4	全般	「指導」という表現ではなく「支援」が良い。もしくは、「促す」「働きかける」	「保護者に対する保育に関する指導」は児童福祉法第18条の4の文言を踏まえての表記としています。
5	全般	子どもが「現在を最も良く生きる」ための施設の広さ、集団規模の上限などと合わせて、営利目的の事業を行ってはならないと明記すべき。	保育所保育指針は施設の事業に関する規制や設備基準について定めるものではなく、保育の内容に関する事項等について定めるものです。
6	全般	保育所で入所から就学までに育てるべき「目指す子ども像」を示して欲しい。	子どもは一人一人異なることから、一律に「目指す子ども像」を目指すのではなく、保育士が0歳から就学前までの子どもの一人一人の成長・発達を見通し、その主体性を大事に保育していくことが重要であると考えます。
7	全般	前文に子どもの養育について、保護者が第一義的責任を負っていることを書いて欲しい。	児童福祉法第2条において保護者の責任が規定されているところです。
8	全般	保育士等の「等」とは、何を意味するのか明確にして欲しい。	保育所保育指針では子どもの保育に携わる保育所職員を「保育士等」としてしています。具体的には施設長、保育士、調理員、栄養士、看護師などを指します。

意見番号	該当箇所	意見内容	回答
9	1章	「家庭養育の補完」という文面を削除すべきではない。	子どもの養育に関する第一義的責任を負っているのは保護者であり、保育所は保護者が日中子どもの養育をすることができない場合にその子どもを保育する施設であるという点は変わりませんが、今回の改正では、保護者と共に子どもを育てるという保育所の役割に鑑み、「家庭養育の補完」という文言を削除したものです。
10	1章	現指針「子どもは豊かに伸びていく可能性をうちに秘めている」という子ども観を削除せず、掲示すべき。	この言葉にある子ども観は第2章「子どもの発達」や第3章「保育の内容」において踏襲されています。また、解説書でも触れることとしています。
11	1章	「子どもの最善の利益」をもっと強調して欲しい。	「子どもの最善の利益」は総則だけでなく、全章を通して触れています。特に第6章の「保護者支援」では支援の基本の最初に位置付けられています。また、解説書でも詳しく触れることとしています。
12	1章	「保育の目標」におけるあそびの位置づけについて、(ア)から(カ)まで6つ上げられている目標の中に、「あそび」の言葉が一度も出てきていないので、何を持って、「現在を最も良く生きる」と言っているのかわからない。	「保育の目標」は、具体的な遊びや活動の内容を指すものではありません。なお、同じ総則の中の「保育の方法」において、遊びを通して総合的に保育することの重要性を示しています。
13	1章	原案に「くつろいだ雰囲気」など、何を持って「くつろぐ」とするのか、大変あいまいで不明瞭である。	保育現場における創意工夫を促すため、抽象的な表現としています。
14	1章	第1章3.(1)ア(ウ)において、障害に対する正しい認識を育む課題に関する言及がなされていない。	「人権を大切にすることを育てる」ことは、「障害」に対する正しい認識を育むことも含むと考えます。
15	1章	第1章－総則－3保育の原理－(1)保育の目標－(ウ)における、自主、自立及び協調の態度を養い～の部分における「自立」の語句が、「自律」の誤植ではないか。	自分を律する「自律」ではなく、子どもが自ら考え、行動する「自立」という用語を使用しています。
16	1章	「保育の方法」に「主体的に活動できるよう働きかける」と明記。	「子どもの主体的な活動」や「子ども相互の関わりを大切にすること」を明記しています。
17	2章	子どもの発達過程の記述が非常に抽象的に「大綱化」してるので、大切な発達過程の表記を丁寧にして欲しい。	第2章の「子どもの発達」の内容は、保育関係者が共通に理解し、了解が得られている現行指針の記述を踏襲して示しています。なお、解説書において詳細に触れることとしています。
18	2章	子どもの発達についての文章が短く、子どもが葛藤しながら育っていくというような側面の記述が少ない。	保育所保育指針では発達の道筋を示すことに重きを置いています。子どもの葛藤体験や自我の育ち、行きつ戻りつの成長については解説書において詳細に触れることとしています。

意見番号	該当箇所	意見内容	回答
19	3章	第3章保育の内容について、「養護に関わるねらい及び内容」「教育に関わるねらい及び内容」と分けて表現されているのは、「養護と教育とが一体となって展開される」としながら、なぜ別に表記されるのか？	保育における養護と教育は常に一体的に行われますが、保育士が子どもの生活や成長する姿を捉える視点として、また、保育を振り返り、次の計画を立てる視点として、養護的側面と教育的側面を的確に理解することが大切です。保育士が養護と教育が切り離せないことを踏まえた上で、養護と教育のそれぞれの視点で保育を計画し、環境を構成していくことが期待されます。保育における「養護」と「教育」とその一体性については、解説書において詳しく説明することとしています。
20	3章	「様々な友達」の部分を「障害ある友達」と明記すべき。	障害のある子どもも含めて様々な友達であり、障害のある子どもに限ることは適当ではないと考えます。
21	3章	保育の内容について、日本の文化や社会行事、伝統行事や郷土の文化を大切に記述を入れて欲しい。	保育所保育指針の「環境」や「人間関係」の領域における内容を踏まえ、具体的な取組として、様々な地域の行事や郷土文化をとりいれるなどの創意工夫について解説で示すこととしています。
22	3章	保育所と幼稚園の平行した保育内容、小学校との連絡連携について付け加えること。	今回の改定保育指針では、より幼稚園教育要領との整合性を図るとともに、解説書において幼稚園や小学校との連携について示すこととしています。
23	3章	第3章1(2)ウ⑫において、小学校就学前の子どもだけで参加するわけがありません。「保護者に参加を促す」等の表現が適切ではないか。	第3章の「教育に関わるねらい及び内容」は子どもの立場から、子どもが環境に関わって経験する内容を示しています。
24	4章	自己評価について、制度化して評定するのは、やりたい保育が出来なくなり、働きにくくなる。	保育の計画を立てるとき、自己評価の視点を持つことにより、実践、評価、振り返りの連動がなされるようになることが期待されます。自己評価は、保育の質の向上のための仕組みの一つであるといえます。
25	4章	小学校との連携について、単なる書類提出に留まるのではなく、子どもの育ちを保障する立場で必要な体制や連携を明確にすべきである。	解説書において、地域性や子どもの状況を踏まえ、関係者で情報を共有する等具体的に示すこととしています。
26	4章	小学校との連携だけではなく、幼稚園との連携についても、触れて欲しい。	幼稚園との連携は重要であり、解説書において触れることとしています。
27	4章	放課後児童クラブとの連携について、少なくとも解説書の中で触れていたいただきたい。	放課後児童クラブについては、解説書の第4章において、小学校との連携に関連して記載することとしています。
28	4章	保育計画と保育課程の具体的な位置づけを明確に記述して欲しい。	今回の改定では、保育所の計画的な保育実践や職員の共通理解を高めるため、従来の「保育計画」を「保育課程」に改め、保育所における計画の上位に位置づけました。「保育課程」の意義や内容については、解説書で詳細に説明することとしています。保育現場で浸透するよう、関係者のご協力が必要であると考えています。
29	4章	保育課程や計画に、様式を作ったり、一律なチェック項目を定めたりすることは、評価・計画とも形骸化する危険性が非常に高くなるため、そのようなことがないよう各自自治体にも指針案の趣旨を周知してください。	各自自治体や関係機関への周知、徹底に努めます。

意見番号	該当箇所	意見内容	回答
30	4章	保育課程・指導計画に「家庭への支援」を含む記載をすべき。	保育指針では各保育現場での創意工夫を促すため、基本的な事項のみを示すこととしました。解説書において、「家庭への支援」を盛り込むこととしています。
31	4章	「情報共有」「送付」に関して、個人情報保護のための要件・手続きについて明記し、さらに「解説書」において、より詳細に記載すべき。	解説書において説明することとしています。
32	5章	虐待他機関との連携が必要と明記して欲しい。	第5章及び第6章において示しています。特に要保護児童対策地域協議会に関して記述しています。また、解説書においても説明することとしています。
33	5章	「送り迎えはじめ行事等での自動車乗車中は、法制化されているチャイルドシート使用を励行する。」との記載を盛り込んでいただきたい。	チャイルドシートの着用は道路交通法で義務化されているところであり、保育指針で示す必要はないと考えます。
34	6章	第6章1-(5)に揚げられた「保護者の気持ちを受け止め」等、「受け止める」という行為には、働きかけ、引き出し、共感し、励ますという一連の手続きが内在しており、これらの手続きを踏まえた表現が望ましい。	解説書において詳細に説明することとしています。
35	6章	保護者支援と言いながら、保育士などが子育てについて教え説く対象として保護者をとらえているのは間違いである。	「保護者支援の基本」において、保護者とともに子どもを育てる営みに関わることの重要性を示しています。このような趣旨や、保護者指導の「指導」の意味、「支援」の様々な方法や保護者との関わりについて、解説書において詳しく説明することとしています。
36	7章	施設長の役割が明確になっていない中で、責務だけを強調することに疑問。	保育所の長としての責任の大きさ、専門性への期待は高まっており、今後、施設長の役割を明確にしていくことを検討する予定です。
37	7章	保育士等や保育所の自己評価が第三者評価以外を想定できるような具体的な案を出して欲しい。	自己評価についてのより詳しい説明や具体的な方法を周知するための方策を検討する予定です。
38	その他	解説書は、参考であり、その内容については指導・監査の対象とすべきでない。	解説書は保育所保育指針の理解を助けるための参考資料であり、法的拘束力のあるものではありません。この趣旨を各自治体に周知、徹底してまいります。
39	その他	保育所保育指針を遂行するための条件整備、人材確保等の措置をして欲しい。	保育所の質の向上のための条件整備や人材確保は重要な課題であると考えています。このような観点から、国(厚生労働省)が取り組む施策及び地方公共団体(都道府県及び市町村)が取り組むことが望まれる施策に関する総合的なアクションプログラムを策定する予定です。
40	その他	その他制定手続に関する意見	—
41	その他	その他保育行政一般に関する意見	—